

不可抗力による損害算定の手引き (受注者用)

～目次～

1	損害額の範囲の概要	2
2	請負工事損害発生通知書の作成(受注者)	3
	(1) 通知に必要な書類	3
	(2) 様式記入方法	3
	(3) 添付図面等	3
3	確認資料の準備(受注者)	6
	(1) 損害の確認と資料の準備	6
	(2) 損害の要件	6
4	負担額の協議	8
	(1) 損害額の積算の基本的考え方(発注者側の考え方)	8
	(2) 仮設物又は建設機械器具の損害の基本的考え方	8
5	契約変更について	9
	(1) 基準額の確定と契約変更について	9
	(2) 精算変更について	9
	(3) 一時中止の増加費用について	9
6	損害負担額の支払いについて	9

1 損害額の範囲の概要

対象	損害の範囲と損害額の定義
工事目的物	<p>○部分的に出来上がっている工事目的物の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害を受けた目的物に相応する請負額 ・ 残存評価額は差し引く
工事材料	<p>○工事現場に搬入済みの工事材料（工場製品含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送中または工場被災は不可 ・ 損害を受けた材料に相応する請負額 ・ 残存評価額は差し引く <p>※工事材料（工場製品含む）とは、コンクリート2次製品等の市販製品等を対象としており、製作を目的とした工事（鋼橋等製作工）は工事目的物と同様の扱い</p>
仮設物	<p>○目的物以外で、施工の必要性に基づき仮に設置するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常妥当と認められるものであること （被災時点において、当該仮設物の設置の必要性があり、規模・数量等が目的物に相応していること） ・ 損害を受けた仮設物で、当該工事で償却する償却費の額から、損害時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額 ・ 機能回復できる場合で、修繕費が安い場合は修繕費
建設機械器具	<p>○工事現場に搬入済みの建設機械器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常妥当と認められるものであること （被災時点において、当該建設機械器具の必要性があり、規模・数量等が目的物に相応していること） ・ 損害を受けた建設機械器具で、当該工事で償却する償却費の額から、損害時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額 ・ 機能回復できる場合で、修繕費が安い場合は修繕費
その他	<p>受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによるもの及び契約書第51条第1項の規定（設計図書に定めたもの）により付された保険等により補填されるものは損害の対象から除く。</p>

2 請負工事損害発生通知書の作成（受注者）

（1）通知に必要な書類

- ・ 図面
- ・ 写真（施工中写真、被災直前写真、被災後写真）
- ・ 資材納品書（購入伝票）
- ・ 機械器具の借用書

（2）様式記入方法

- ・ 「工事目的物」欄が不足する時は、別紙の任意様式とすることができます。
- ・ 「数量」欄は、契約数量が一式であっても、一式表示とはせず具体的な数量を記入します。
- ・ 「管理の状況」欄には、被った災害をあらかじめ想定して講じていた措置を記入します。
- ・ 「仮設物」「工事材料」「建設機械器具」欄には、実際に被災した数量のみ記入します。

（3）添付図面等

①共通事項

- ・ 下表を参考に請負工事損害発生通知書の計上項目に対応した図面、写真等を添付します。
- ・ 被災時点の出来形と被災内容を説明するため、必要に応じて被災後の形状、寸法等を測定してください。
- ・ 被災時点の出来形と被災内容を説明するため、被災後と比較できる被災前の写真を提出してください。

表 提出する図面、写真等書類一覧

損害の種類	種別	図面				写真		その他資料
		平面図	一般図	断面図	構造図	被災前	被災後	
(全体)		○	—	—	—	○	△	
工事目的物	各工種別	—	○※1			○	△	数量計算書
工事材料	各種	○		—	—	○	○	
建設機械器具	1 目的物用	○		—	—	○	△	
	2 共通機械	○		—	—	○	○	
仮設物	1 仮設工	—	○※1			○	○	材料計算書
	2 共通仮設	○		—	△	○	○	材料計算書
取片付け関係		○		—	—	○	—	施工計画書

凡例：○要提出 △必要に応じて提出 —特に必要なし

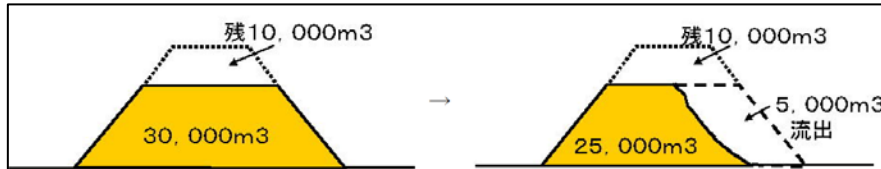
※1：出来形と被災後の形状を記載

②工事全体

- ・ 【図面】被災状況について平面図等に旗揚げ。写真番号等を記載。
- ・ 【写真】工事区間の被災状況がわかる全景写真
- ・ 【写真】可能であれば、被災後と比較できる被災前の全景写真

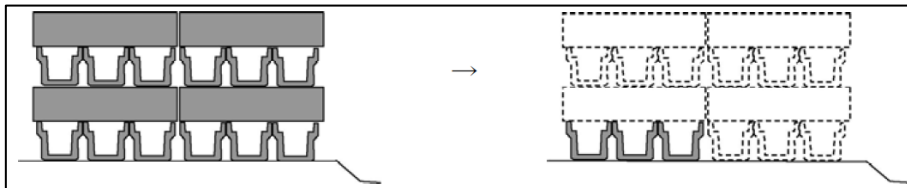
③工事目的物

- ・【図面】各工種別に被災状況を記載。それぞれの一般図、断面図、各種構造図等に被災時点の出来形と被災後の形状や状況を記載。
- ・【写真】工事目的物の各工種別の被災状況写真（状況を補完）
- ・【写真】可能であれば、被災後と比較できる被災前の写真
- ・【資料】被災数量（平均断面法など）の数量算出が必要な場合は、被災後の形状を測定した結果と数量計算書を提出。



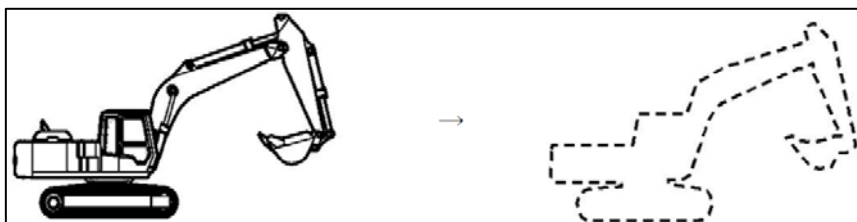
④工事材料

- ・【図面】材料の保管場所の位置と被災後の状況。
- ・【図面】散乱した場合は当初の保管位置との位置関係を明示。
- ・【写真】被災状況の写真と被災前の保管状況の両方の写真。
※保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。



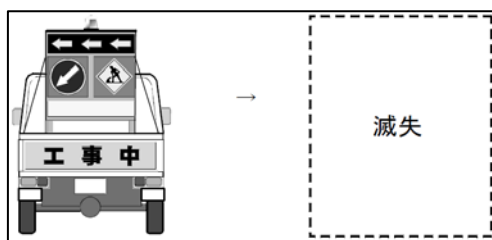
⑤建設機械器具等 1 （工事目的物の施工で使用する建設機械器具等の被災）

- ・【図面】機械の保管（施工）場所と被災後の状況
- ・【図面】外力で移動した場合は当初の保管場所と位置関係の明示。
- ・【写真】建設機械器具等の被災状況写真
- ・【写真】可能であれば、工事目的物の被災前の施工状況写真
※保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。



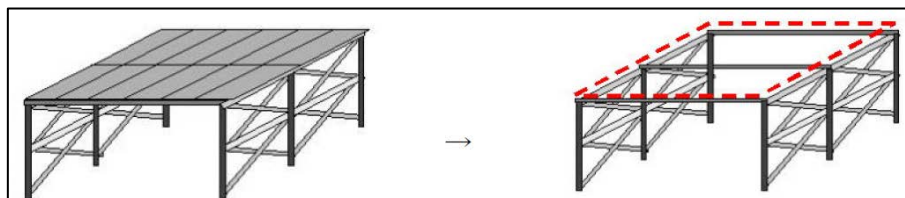
⑥建設機械器具等 2 （現場の共通的目的で使用する建設機械器具等の被災）

- ・【図面】機械の保管（施工）場所と被災後の状況
- ・【図面】外力で移動した場合は当初の保管場所と位置関係の明示。
- ・【写真】建設機械器具等の被災状況写真
- ・【写真】当該機械を使用する工種の被災前の施工状況写真（保管中の場合は保管状況写真）
※使用目的の他、保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。



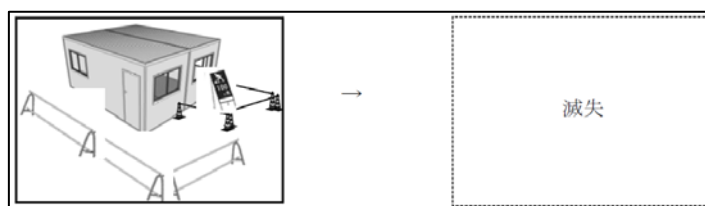
⑦仮設物 1 (契約上、直接工事費に計上される仮設物の被災)

- ・【図面】各仮設工の被災状況。一般図、断面図、各種構造図等に被災時点の出来形と被災後の形状や状況を記載。
- ・【写真】各仮設工の被災状況写真（状況を補完）
- ・【写真】被災後と比較できる被災前の写真
- ・【資料】被災数量の数量算出が必要な場合は材料計算書等を提出。
※現場に搬入又は設置済みであることがわかること。



⑧仮設物 2 (契約上、共通仮設費として扱われる仮設物の被災)

- ・【図面】各仮設物の設置場所と被災後の状況
- ・【図面】外力で移動した場合は当初の保管場所と位置関係の明示。
- ・【写真】各仮設物の被災状況写真（状況を補完）
- ・【写真】被災後と比較できる被災前の設置状況写真
- ・【資料】被災数量の数量算出が必要な場合は材料計算書等を提出。
※使用目的の他、現場に搬入又は設置済みであることがわかること。



⑨取片付け (工事材料や散乱物等の撤去集積等の取片付けが必要な場合)

- ・【図面】散乱状況の対象物の状況
- ・【写真】散乱状況（平面図等と写真のセット）
※取片付けの方法については、別途施工計画書を提出して協議します。
また、取片付け作業完了後は実施報告書（写真等）を提出してください。

3 確認資料の準備（受注者）

（1）損害の確認と資料の準備

受注者から損害の状況が通知された場合、発注者は調査を行います。

受注者から通知された損害の状況が契約書で規定する要件に該当するかどうかを確認し、その結果は受注者に通知されます。

損害状況の確認時に必要な資料（準備するもの）は以下のものが挙げられます。

- ・施工記録等
- ・購入伝票等
- ・施工状況写真等
- ・工事工程表等
- ・その他、施工計画書等

（2）損害の要件

①除外事項

以下のものについては、損害から除外されます。

- ・受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの
- ・発注者が設計図書に定めた保険等によりてん補された部分のもの

②工事目的物の要件

以下の資料は確認資料として認められます。

- ・部分払いのための確認資料
- ・中間技術検査のための確認資料、監督職員の立会資料
- ・その他受注者の工事に関する記録等
(日々の出来形管理資料及び品質管理資料。または、それを証明する工事写真や証拠となる合理的な資料等)

③工事材料の要件

- 1) 工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料あるいは輸送途中のものは含まれません。
- 2) 設計図書に特に品質の規定がない場合には、特別に上等な品質のものでないこと。
- 3) 以下の資料は確認資料として認められます。

- ・工事材料の検査資料
- ・指定材料の立会資料、検査資料
- ・その他資料

(資材購入伝票等の他、工事材料の存在を示す証拠となる合理的な資料等)

④仮設物の要件

- 1) 設計図書に指定されているものはその規格による。設計図書に特に指定のない場合には特殊あるいは不必要な仮設物でないこと。
- 2) 現場の共通的仮設物（営繕施設、安全施設等）については、特殊あるいは不必要なもの

でないこと。供用期間（設置期間）については、工事工程表、施工計画書等により明確かつ合理的であること。

3) 以下の資料は確認資料として認められます。

- ・現場に設置済み（仮設物供用中）のもので、部分払いのための確認資料
- ・現場に設置済み（仮設物供用中）のもので、中間技術検査のための確認資料、監督職員の立会資料
- ・現場に設置済み（仮設物供用中）のもので、その他受注者の工事に関する記録等（日々の出来形管理資料及び品質管理資料。または、それを証明する工事写真や証拠となる合理的な資料等）
- ・現場に搬入済みの仮設物単体資材の状態（設置前等）のもので、かつ、設計図書に特に品質の規定がない場合には、特別に上等な品質のものの工事材料の検査資料
- ・現場に搬入済みの仮設物単体資材の状態（設置前等）のもので、かつ、設計図書に特に品質の規定がない場合には、特別に上等な品質のものの指定材料の立会資料、検査資料
- ・現場に搬入済みの仮設物単体資材の状態（設置前等）のもので、かつ、設計図書に特に品質の規定がない場合には、特別に上等な品質のもののその他資料（資材購入伝票等その他、工事材料の存在を示す証拠となる合理的な資料等）
- ・仮設物の現場の供用期間（設置期間）が工事工程表、施工計画書等により明確かつ合理的であることがわかる資料

⑤建設機械器具の要件

- 1) 工事現場に搬入されているものであること。
- 2) 設計図書に指定されているものはその規格による。設計図書に特に指定のない場合には特殊あるいは不必要な建設機械器具でないこと。
- 3) 現場の共通的機械器具については、特殊あるいは不必要なものでないこと。供用期間については、工事工程表、施工計画書等により明確かつ合理的であること。
- 4) 以下の資料は確認資料として認められます。
 - ・「工事目的物」の施工に使用することが明確な機械で、当該機種が存在が確認できる部分払いのための確認資料
 - ・「工事目的物」の施工に使用することが明確な機械で、当該機種が存在が確認できる中間技術検査のための確認資料、監督職員の立会資料
 - ・「工事目的物」の施工に使用することが明確な機械で、当該機種が存在が確認できるその他受注者の工事に関する記録等（日々の出来形管理資料及び品質管理資料。または、それを証明する工事写真や証拠となる合理的な資料等）
 - ・その他の機械にあっては、建設機械器具の借用書等の証拠書類、存在を示す合理的な記録等で確認できる資料。

4 負担額の協議

(1) 損害額の積算の基本的考え方（発注者側の考え方）

- ・原則として、発注者が標準とする積算単価、積算基準を使用します。
- ・土木請負工事の不可抗力による損害については、当該工事に関わる損害であることから、工事積算と同様の対象額に対して、間接工事費及び一般管理費等を計上します。その場合、損害額の算出で使用する間接工事費率及び一般管理費率等については、請負代金額の率を適用します。
- ・工事請負契約書に規定する損害であるため、損害額に対しても同一の落札率が適用されます。

(2) 仮設物又は建設機械器具の損害の基本的考え方

①償却費について

仮設物（仮設材その物）又は建設機械器具の損害とは、損害を受けた時点における残りの償却費（＝未償却費）を指します。いわゆる残工事に要する償却費が損害額となります。そのため、滅失（全損）した場合であっても、当該仮設物価格又は建設機械価格を損害額とするものではありません。



【仮設物（仮設材その物）又は建設機械器具の未償却費用の考え方】

$$\begin{aligned} \text{○未償却費用} &= \text{当該工事で支払う償却費} - \text{被災時点までの償却費} \\ &= \text{被災時点～工事工程上必要とする期間までの償却費} \end{aligned}$$

②償却費の単価について

1) 建設機械器具の償却費

- ・建設機械器具に関しては、建設機械等損料算定表で定義する償却費を使用します。
- ・機械損料には償却費の他、維持修理費、管理費も含まれますが、損害額として計上する額は償却費のみとなります。

2) 仮設物の償却費

- ・仮設物に関しては、建設用仮設材賃料積算基準で定義する市場単価を使用します。
- ・市場単価には1日の賃料の他、基本料や整備費等も含まれますが、損害額として計上する額は、賃料のみとなります。

③未償却の期間

未償却費用は、被災時点から工事工程上必要とされていた供用期間で算出します。

④修繕費について

修繕が可能でその機能を回復できる場合は、その修繕費と前記の未償却費と比較して額の低い方を損害額とします。修繕費の額には、最寄工場までの輸送費も含めて比較します。

5 契約変更について

(1) 基準額の確定と契約変更について

基準額は、その損害時点以降の設計図書の変更等（変更指示書等）による増減額は原則対象とならないが、その損害時点までの設計図書の変更等（変更指示書等）による増減額は対象となる。

(2) 精算変更について

前記の基準額については、中間変更として契約変更が行われます。

その他損害時点以降の設計図書の変更等（変更指示書等）による増減については、別途に精算変更の契約が行われます。

(3) 一時中止の増加費用について

工事中止期間中の維持管理等に要する増加費用を請求する場合には、不可抗力による損害額で計上した経費と重複しないよう留意願います。

6 損害負担額の支払いについて

損害負担額については、発注者・受注者の両者協議して定め、損害負担額は設計変更に含めることなく、別途支払いするものです。

そのため、前項の契約変更とは別に協議額として契約します。

県の予算上の支出科目が異なるため、損害の通知から請求・支払いまでは一定の期間を要しますので御了承ください。